

太陽光発電システム設置補助金

問申 生活環境課 A 1階

TEL (23) 8706

市では、地球温暖化対策の一環として新エネルギーの活用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、太陽光発電システムを設置する方に対し設置費の一部を補助します。

さらに、太陽光発電システムを設置するにあたり、金融機関などから融資を受けた方を対象とした補助金(上乗せ補助金)もあります。

設置費補助金

対象者

- 自ら居住する、または居住しようとする市内の住宅および市内の事業所などに太陽光発電システムを設置する方で、次の要件を満たす方。※同一敷地内の同一補助金の交付は1回限り。
 - ①市税を滞納していない方(同一世帯の方を含む)
 - ②住宅、事業所などの所有者または代表者
 - ③今まで当補助金を受けていない方(同一世帯の方を含む)
 - 低圧配電線と逆流方式で連係し、最大出力が10kw未満の太陽光発電システムであること。
 - 申請され、交付決定受理後に工事に着手し、平成25年度内(平成26年3月末まで)に設置し、実績報告書を提出できる方。
- ※すでに工事着手、設置または交付決定前に工事着手されてしまった方は、対象外となります。

補助金額

- 1kwあたり3万円(限度額12万円)

申込方法

- 「太陽光発電システム設置費補助金交付申請書」に必要書類を添付して提出。
- ※申請者と建物所有者が異なる場合は、「建物所有者の太陽光発電システム設置に係る承諾書」も提出。

※事業内容に変更が生じた(パネルの増減による補助金額の変更など)場合は、工事着手前までに「変更等承認申請書」を提出。変更交付決定前に工事着手された場合は補助金の交付対象外となります。

※申請書などは生活環境課または市ホームページに掲載してあります。

※代理人が申請する場合は委任状が必要です。

申込期間

4月8日(月)～平成26年2月28日(金) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く

上乗せ補助金

- 金融機関などから設置費用の融資を受け、補助金(国・県・市)や自己資金などを除いた実質融資金額が100万円以上の方
- 平成25年度に設置費補助金を申請された方。

- 3万円

- 「交付申請書」「融資金額等計算表」と金融機関などが発行する融資金額などを証明する書類のコピーを添付して提出。

広報おたわらに 有料広告を掲載しませんか？

● 広報おたわら

発行回数 毎月1日発行(年12回)

発行部数 21,800部

市民皆さんのサービス向上につなげるための財源確保や、市内事業者などの広告を掲載する機会を設け、地域の活性化を図るなどを目的としています。

● 申込方法

所定の用紙に必要事項を記入の上、要領に定められた書類を添えて、下記まで申し込み。

問申 情報政策課 A 2階 TEL (23) 8700

1号広告

- 掲載枠 縦50mm×横80mm
- 掲載料金 1万5000円
- 掲載ページ 広報おたわら「お知らせ」の最下段(掲載ページ数は最大4ページ分)

※この枠が1号広告のサイズです



2号広告

- 掲載枠 縦50mm×横170mm
- 掲載料金 3万円
- 掲載ページ 広報おたわら「お知らせ」の最下段(掲載ページ数は最大4ページ分)

※この枠が2号広告のサイズです

